

おくやみ
ハンドブック
ご遺族の方へ

富山市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで、
必要な手続きがすぐに確認できます。

URL:<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/16201>

ここから確認↓



ご遺族の方へ

このたびのご親族様のご逝去に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続や年金、保険など、様々なお手続きが必要となるかと存じます。

これらの手続きは亡くなられた方によって内容が異なり、中には、複雑なものもあるため、ご遺族に大きな負担が生じることもあります。

富山市では、これらのご負担を少しでも軽減し、お手続きをスムーズに済ませていただけるよう、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが少しでもご遺族の皆様のお役に立てばと存じます。

また、このたび市民課内に「おくやみ相談コーナー」を設け、ご遺族からの情報をもとに、必要となる手続きや担当課をご案内しております。ぜひご利用ください。

富山市長 藤井 裕久

もくじ

1. 身近な人が亡くなられた後の手続き等の流れ(目安)	P.2
2. 来庁時の持ち物について	P.2
3. チェックリスト	P.3
4. 市役所での手続き	P.5
「住民登録」に関する手続き	P.5
「税金」に関する手続き	P.7
「健康保険と年金」に関する手続き	P.10
「障害福祉」に関する手続き	P.13
「介護保険」に関する手続き	P.15
「子ども」に関する手続き	P.16
「その他」の手續	P.18
5. 市役所以外での手続き(参考)	P.21
6. 相続に関する手続き(参考)	P.22

※おくやみ相談コーナーをご利用される際はご予約をお願いします。

詳しくは裏表紙をご確認ください。

1. 身近な人が亡くなられた後の手続等の流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内	10か月以内	2年以内
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届（7日以内） ○世帯主変更（14日以内） *死亡届及び世帯主変更の届出は、多くの場合葬儀社が手続を行います。 ○社会保険・年金関係の手続（14日以内） ○公共料金等の手続（水道料金） ○相続放棄・限定承認 ○相続財産の調査 ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 		<ul style="list-style-type: none"> ○払戻・解約・名義変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ○葬祭費請求（国民健康保険 後期高齢者医療保険）
税金	<ul style="list-style-type: none"> ○納税通知書の送付先変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告（税務署） 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付（税務署） 	

※黄色部分は富山市で必要な手続です。

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。詳しくは、25ページを参照。

2. 来庁時の持ち物について

◆ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者が来庁する場合）
- 本冊子（おくやみハンドブック）

※本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど
 - 2点で本人確認できる書類
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

◆亡くなられた方の必要なもの（該当する場合）

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書）
- 国民健康保険または後期高齢者医療保険の資格確認書または資格情報通知書
- 介護保険被保険者証
- 重度心身障害者等医療費受給資格証
- 一部負担金助成該当者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- 自立支援医療受給者証

3. チェックリスト

WEBで質問に答えるだけで、必要な手続きがわかります。
ぜひご利用ください。



亡くなられた方等についてのご確認		チェック欄	該当ページ	本庁担当課
住民登録	死亡届	<input type="checkbox"/>	P. 5	1階 東館 市民課
	印鑑登録証、マイナンバーカード、通知カードを持っている	<input type="checkbox"/>	P. 5	
	戸籍証明書・住民票除票の取得	<input type="checkbox"/>	P. 6	
税金	納税通知書等の送付先変更	<input type="checkbox"/>	P. 7	2階 東館 市民税課 資産税課
	土地・家屋現所有者の申告	<input type="checkbox"/>	P. 7	2階 東館 資産税課
	土地・建物・未登記家屋の名義変更	<input type="checkbox"/>	P. 7～8	
	納税に関する相談	<input type="checkbox"/>	P. 8	2階 西館 納税課
	市税等口座振替登録の変更・取消	<input type="checkbox"/>	P. 8	
	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車または名義変更	<input type="checkbox"/>	P. 9	2階 東館 市民税課
	軽二輪・二輪の小型自動車・軽自動車の廃車または名義変更	<input type="checkbox"/>	P. 9	
健康保険と年金	葬祭費の請求（後期高齢医療保険の加入者及び国民健康保険の加入者）	<input type="checkbox"/>	P. 10	1階 西館 保険年金課
	国民年金または厚生年金の被保険者・受給者である	<input type="checkbox"/>	P. 11～12	
障害福祉	障害者手帳の返却	<input type="checkbox"/>	P. 13	1階 東館 障害福祉課
	障害に係る医療費助成の受給者証の返却	<input type="checkbox"/>	P. 14	
介護保険	介護保険の被保険証の返却	<input type="checkbox"/>	P. 15	3階 東館 介護保険課

4. 市役所での手続

住民登録

(1) 死亡届

手続・必要なもの	届出人
届出に基づき、火葬許可証を交付します。 ※閉庁時は市役所当直室で受け付けます。	親族、同居者、家屋管理人、成年後見人、 保佐人、補助人等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 死亡届 (医師が作成した死亡診断書、または死体検案書) 1 通 ※後見人・保佐人・補助人及び任意後見人が届出をされる場合は登記事項証明書または裁判所の謄本。	問合せ先 1 階東館 市民課窓口⑩～⑬番 076-443-2075
届出できるのは、死亡地・亡くなられた方の本籍地・届出人の住所地・所在地です。	期限 亡くなられた日から7日以内 ※多くの場合は葬儀社が手続を行います。

(2) 印鑑登録証の返還

手続・必要なもの	届出人
死亡日をもって印鑑登録は抹消されます。次のカードはお返しいただくか、破棄してください。	親族等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> とやま市民カード	問合せ先 1 階東館 市民課窓口③～⑨番 076-443-2050
	期限 期限なし

(3) マイナンバーカード等の返納

手続	問合せ先
亡くなられた方がお持ちだったマイナンバーカード、通知カードは、無効になります。 <u>返納の必要はありません。</u> 手続は不要です。 ※相続等の手続において、死亡された方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続が終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。	1 階東館 市民課窓口⑤①～⑥①番 076-443-2269

税金

(1) 納税通知書等の送付先変更

手続・必要なもの	届出人
<p>納税義務者が亡くなったときは、送付先変更届を提出してください。変更後の送付先に納税通知書等を送付します。なお、亡くなった納税義務者の財産を相続放棄される場合についても、担当課までご連絡ください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 送付先変更届 (市役所または市のホームページに様式あり)</p> <p>※市民税課と資産税課では様式が異なりますので、ご確認ください。</p>	納税義務者の相続人
	問合せ先
	2階東館 市民税課 076-443-2032 2階東館 資産税課 076-443-2037
	期限
	速やかに

(2) 土地・建物の名義変更

手続・必要なもの	届出人
<p>土地・家屋の所有者が亡くなったときは、所有者の名義変更(登記)が必要になります。 ※所有権の移転登記が行われると、法務局から市へ通知がありますので、市への届出は必要ありません。</p> <p>登記申請については、富山地方法務局へお問合せください。 詳細は、P.25 をご確認ください。</p>	相続人、代理人等
	問合せ先
	2階東館 資産税課 076-443-2034 富山地方法務局(登記申請について) 076-441-0599
	期限
	不動産の相続を知ってから3年以内 ※令和6年4月1日以前に相続した不動産は、令和9年3月31日まで

(3) 現所有者の申告について

手続・必要なもの	届出人
<p>賦課期日(毎年1月1日)に納税義務者が死亡されている場合は、土地・家屋を現に所有している方(法定相続人等)の中から納税通知書を代表して受け取る方を決めて、申告していただく必要があります。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 固定資産現所有者申告書 (市役所または市のホームページに様式あり)</p>	納税義務者の相続人等
	問合せ先
	2階東館 資産税課 076-443-2037
	期限
	速やかに

(4) 未登記家屋の名義変更

手続・必要なもの	届出人
未登記家屋の所有者が亡くなられたときは、家屋補充課税台帳名義人変更届を提出してください。	相続人、代理人等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 家屋補充課税台帳名義人変更届 <input type="checkbox"/> 旧名義人の除籍謄本及び新名義人の戸籍謄本または、法定相続情報一覧図 (いずれもコピー) <input type="checkbox"/> 新名義人の住民票または、印鑑証明書 (いずれもコピー)	問合せ先
	2階東館 資産税課 076-443-2035 076-443-2036
	期限
	速やかに

(5) 納税に関する相談

手続・必要なもの	届出人
納期限が過ぎていないものを含めた市税等に未納がある方が亡くなられたときは、納付方法等について相談してください。	納税義務者の相続人等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 手続される方の本人確認書類 ※別途、相続人であることを確認できる書類(戸籍の写し等)を求める場合があります。	問合せ先
	2階西館 納税課 納税第1～3係 076-443-2205 076-443-2029 076-443-2030
	期限
	速やかに

(6) 市税等口座振替登録の変更・取消

手続・必要なもの	届出人
市税等振替口座の名義人が亡くなられた場合、口座が使用不可となるため、登録内容の変更もしくは取消が必要となります(郵送対応可能です)。	納税義務者の相続人等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 手続される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> (口座変更を行う場合)変更を希望する銀行口座の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> (口座変更を行う場合)銀行届出印 ※変更・取消の用紙は、お電話いただければ郵送も可能です。	問合せ先
	2階西館 納税課 納税管理係 076-443-2027 076-443-2028
	期限
	速やかに

(7) 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車または名義変更

手続・必要なもの	届出人
次の車両の所有者が亡くなったとき ・原動機付自転車 (総排気量 125cc 以下の原動機付自転車・ミニカー等) ・小型特殊自動車 (農耕作業用・フォークリフト等)	相続人、代理人等
▼必要なもの (廃車の場合) <input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (名義変更の場合) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 相続人代表者からの譲渡証明書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	問合せ先 2階東館 市民税課②番 076-443-2031
	期限 ・廃車の場合は 30 日以内 ・名義変更の場合は 15 日以内

(8) 軽二輪・二輪の小型自動車・軽自動車の廃車または名義変更

手続・必要なもの	届出人
次の車両の所有者が亡くなったとき ・3輪以上の軽自動車 ・2輪の軽自動車(総排気量 125cc を超え、250cc 以下のもの) ・2輪の小型自動車(総排気量 250cc を超えるもの)	相続人、代理人等
▼必要なもの ・3輪以上の軽自動車 軽自動車検査協会富山事務所へお問合せください。 ・2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車 北陸信越運輸局富山運輸支局へお問合せください。	問合せ先 軽自動車検査協会富山事務所 050-3816-1852 北陸信越運輸局富山運輸支局 050-5540-2044
	期限 ・廃車の場合は 30 日以内 ・名義変更の場合は 15 日以内

MEMO

(2) 受給者証の返還

手続・必要なもの	届出人
<p>障害者の方で自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)、小児慢性特定疾病医療、特定医療費(指定難病)、心身障害者医療費助成の受給者証をお持ちの方が亡くなられたとき、受給者証の返却手続が必要になります。</p> <p>受給者証をお持ちの上、窓口にお越しください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 各種受給者証</p>	<p>親族、後見人等</p>
	<p>問合せ先</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療(更生医療)、心身障害者医療費助成の受給者証をお持ちの場合 1階東館 障害福祉課⑩番 076-443-2102 ・自立支援医療(育成医療・精神通院医療)、小児慢性特定疾病医療、特定医療費(指定難病)の受給者証をお持ちの場合 保健所保健予防課 蛭川 459-1 076-428-1152 中央保健福祉センター 星井町二丁目 7-30 076-422-1172 北保健福祉センター 岩瀬文化町 23-2 076-426-0050 大沢野保健福祉センター 高内 365 076-467-5812 大山保健福祉センター 上滝 567 076-483-1727 八尾保健福祉センター 八尾町福島 200 076-455-2474 西保健福祉センター 婦中町羽根 1105-7 076-469-0770
	<p>期限</p> <p>医療費支払後、速やかに</p>

(3) 特別児童扶養手当の消滅及び未支払手当請求

手続・必要なもの	届出人
<p>手当受給者が亡くなられたときに必要となる手続です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象児童名義の口座確認書類</p> <p>※その他必要に応じて、提出していただく書類があります。</p>	<p>親族等</p>
	<p>問合せ先</p>
	<p>3階西館 こども福祉課 076-443-2249</p>
	<p>期限</p> <p>速やかに</p>

(1) 児童手当の認定請求及び未支払手当請求

<p>手続・必要なもの</p> <p>受給者が亡くなられたときに必要となる手続です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 新たに受給者になる方の口座確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象児童名義の口座確認書類</p>	<p>届出人</p> <p>親族等</p> <p>問合せ先</p> <p>3階西館 こども福祉課 076-443-2249</p> <p>期限</p> <p>亡くなられた日の翌日から15日以内</p>
--	--

(2) 児童手当の額改定または消滅届

<p>手続・必要なもの</p> <p>対象児童が亡くなられたときに必要となる手続です。</p>	<p>届出人</p> <p>親族等</p> <p>問合せ先</p> <p>3階西館 こども福祉課 076-443-2249</p> <p>期限</p> <p>速やかに</p>
---	---

(3) 児童扶養手当等の認定請求

<p>手続・必要なもの</p> <p>18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(児童に基準以上の障害がある場合は20歳未満まで)の児童を監護している父または母等が亡くなられたとき</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 新たに対象児童を監護する方名義の口座確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象児童と新たに対象児童を監護する方の健康保険資格情報を確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本(受給資格者及び対象児童のものと、父または母死亡の記載があるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード</p> <p><input type="checkbox"/> 年金証書</p> <p>※詳しくはお問合せください。</p>	<p>届出人</p> <p>新たに対象児童を監護(養育)する方</p> <p>問合せ先</p> <p>3階西館 こども福祉課 076-443-2055</p>
--	---

(4) 児童扶養手当等の受給者の資格喪失届及び未支払手当請求

手続・必要なもの	届出人
受給者が亡くなられたときに必要となる手続です。	死亡届出義務者
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳(未払いがある場合) ※詳しくはお問合せください。	問合せ先 3階西館 こども福祉課 076-443-2055
	期限 亡くなられた日から 14 日以内

(5) 児童扶養手当等の額改定届(減額)または資格喪失届

手続・必要なもの	届出人
対象児童が亡くなられたときに必要となる手続です。	受給者
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証	問合せ先 3階西館 こども福祉課 076-443-2055
	期限 亡くなられた日から 14 日以内

(6) 就学援助費受給申請

手続・必要なもの	届出人
経済的な理由により、お子さんを小・中・義務教育学校へ就学させるのにお困りのご家庭に対し、学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助します。 申請はお子さんが通っている学校で行ってください。 ※すでに申請されている方で、世帯状況に変更があった場合は、必ず学校へご連絡ください。	保護者
▼援助を受けることができる方 ・生活保護を受けている方 ・申請年度の前年中の同居の方全員の総所得額が、生活保護基準額の 1.2 倍未満の世帯である方	問合せ先 Toyama Sakuraビル 7階 教育委員会 学校教育課 076-443-2134
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 富山市就学援助認定申請書 <input type="checkbox"/> 同居している方全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 同居している方全員の所得に関する証明書 <input type="checkbox"/> その他(児童扶養手当証書の写し、家賃の金額が確認できるもの等) ※詳しくはお問合せください。	期限 速やかに

その他

(1) 農地(田・畑)の名義変更

手続・必要なもの	届出人
<p>農地を相続される場合は、富山地方法務局で相続登記の手続が必要になります。</p> <p>登記後 10 か月以内に届出が必要です。</p> <p>登記申請については、富山地方法務局へお問合せください。</p> <p>詳細は、P.25 をご確認ください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>※詳しくはお問合せください。</p>	相続される方
	問合せ先
	4階東館 農業委員会事務局 076-443-2124
	富山地方法務局(登記申請について) 076-441-0599
期限	
登記後 10 か月以内	

(2) 森林の土地の名義変更

手続・必要なもの	届出人
<p>所有者が亡くなられてから 90 日以内に届出が必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 森林の地番がわかる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 森林の位置を示す図面</p> <p>※登記上の地目が山林以外でも届出の対象となることがあります。</p>	新たに森林の土地の所有者になられた方
	問合せ先
	4階東館 森林政策課 076-443-2019
	期限
亡くなられた日から 90 日以内	

(3) 飼い犬の登録事項の変更

手続・必要なもの	届出人
<p>亡くなられた方が犬の飼い主だった場合、所有者の変更届の提出が必要です。</p> <p>富山市公式 LINE で手続できます。</p>	新しい飼い主となる方
	問合せ先
	蛭川 459-1 保健所 生活衛生課 076-428-1154
	期限
速やかに	

〔相談窓口〕

【相続登記についてのご案内】	【大切な人を亡くされた方へ ～こころの相談電話のご案内～】
富山県司法書士会総合相談センターでは相続に関する登記の無料相談を行っていますので、ご活用ください。 (電話：076-445-1576)	つらい気持ちや不安に思っていることなどを、ひとりで抱え込まずご相談ください。匿名でもご相談いただけます。 (電話：076-428-2033 保健所保健予防課 ハート SOS ダイアル)

〔主な連絡先〕

【富山市役所・各行政サービスセンター等・保健所保健予防課】		
市民生活部市民課		076-443-2050
大沢野行政サービスセンター	市民係	076-467-5810
	地域福祉係	076-467-5811
大山行政サービスセンター	市民係	076-483-1212
	地域福祉係	076-483-1214
八尾行政サービスセンター	市民係	076-454-3114
	地域福祉係	076-455-2461
婦中行政サービスセンター	市民係	076-465-2115
	地域福祉係	076-465-2114
山田中核型地区センター		076-457-2111
細入中核型地区センター		076-485-2111
保健所保健予防課		076-428-1152

【その他の機関】	
富山地方法務局	076-441-0599
協会けんぽ富山支部	076-431-6155

【年金について】	
日本年金機構 富山年金事務所	076-441-3926 (音声案内後1を押して2)
年金相談・お手続きの際は、 予約相談 をご利用ください。 予約相談の実施時間帯 月曜～金曜：9時00分～16時00分 土曜開所日：10時00分～15時00分 延長開所日：9時00～18時00分 予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！ <div style="text-align: center;"> ゴ ヨ ヤ ク ロ 0570-05-4890 <予約受付番号受付時間> 月～金(平日) 8:30～17:15 </div> ○予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。 ○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。 ○お近くの年金事務所でも受付しています。	

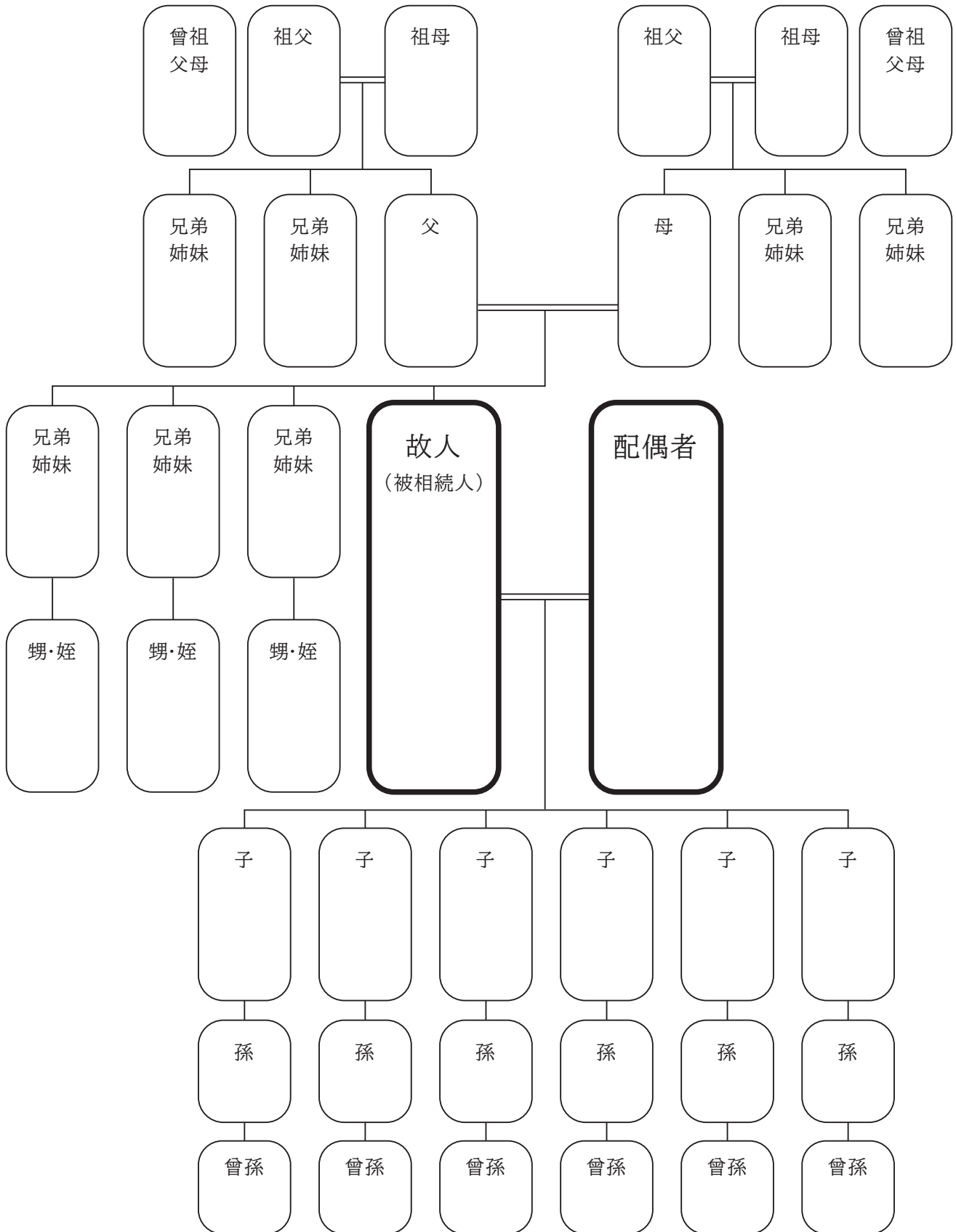
5. 市役所以外での手続（参考）

項目	手続先	問合せ先
<input type="checkbox"/> 運転免許証の返還	最寄の警察署 運転免許試験場	富山警察署 076-444-0110（中央） 富山市運転教育センター 076-441-2211
<input type="checkbox"/> 軍人恩給の支給申請	郵送で申請	総務省恩給相談室 03-5273-1400
<input type="checkbox"/> 社会保険・共済保険・船員保険・国民健康保険組合	勤務先等	勤務先等
<input type="checkbox"/> 銀行での相続関係・名義変更の手続	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	郵便局案内窓口
	その他銀行の場合 取引銀行	取引銀行の総合案内窓口
<input type="checkbox"/> 保険関係の手続（請求等）	労災保険 勤務先または、管轄の労働基準監督署	勤務先または、管轄の労働基準監督署 富山：076-432-9141
	雇用保険 受給している公共職業安定所窓口	受給しているハローワーク窓口 富山：076-431-8609
	生命保険 民間会社の保険 取引会社の営業窓口	取引会社のお客さま相談窓口
	かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	最寄の郵便局保険担当窓口
<input type="checkbox"/> クレジットカードの解約等	各クレジットカード発行会社	各クレジットカード発行会社
<input type="checkbox"/> 有価証券の名義変更等	取引証券会社	取引証券会社
<input type="checkbox"/> 電気・ガスの名義変更	管轄の事業所・営業所	管轄の事務所・事業所またはお客さま相談室
<input type="checkbox"/> 固定電話の名義変更等	取引会社	取引会社のお客さま相談窓口 （NTTは116センター）
<input type="checkbox"/> NHK の名義変更等	NHKフリーダイヤル窓口	NHKのフリーダイヤル窓口 0120-151515
<input type="checkbox"/> 携帯電話の解約等	取引会社の店舗窓口	取引会社のお客さま相談窓口

6. 相続に関する手続（参考）

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地で取得できますが、転籍等されていれば複数の市区町村で取得する必要があります。また、取得には関係性が確認できる戸籍謄本が必要な場合があります。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で探索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せをしてください。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得してください。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から亡くなられた日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料の対象**となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- ・早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- ・相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- ・法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- ・問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

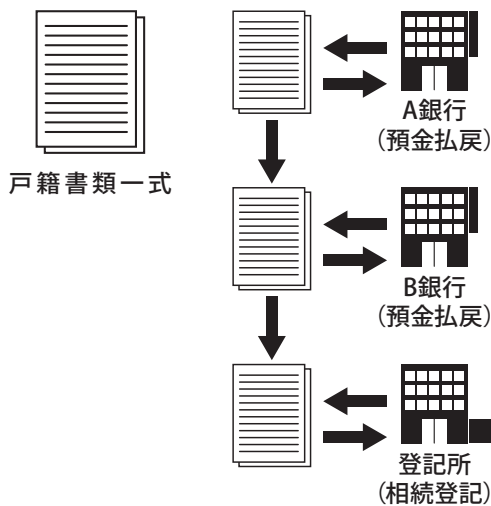
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

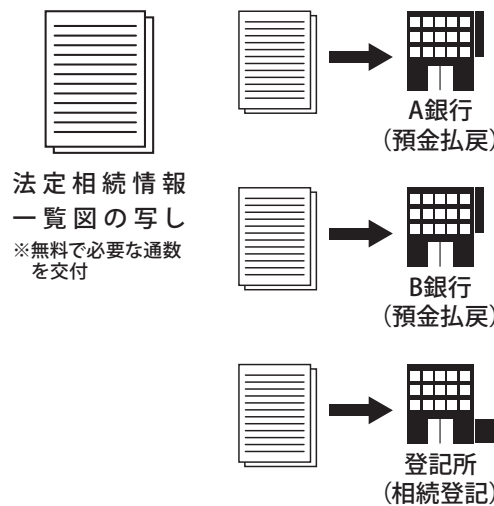
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法定相続情報

検索

広告事業者一覧

持ち物の整理

CLEAN HERO

相 続

行政書士ラポール法務事務所

持ち物の整理

買取マクサス 富山中央店

霊園・お墓

藤田石装株式会社

葬 儀

ベル少額短期保険株式会社

相 続

税理士法人タックス総研





遺品整理士の資格を取得している
スタッフがお伺いします。



介護福祉士の資格を持ったスタッフが
心に寄り添いお手伝いします。

家具一つから家一軒丸ごと何でも、
まずはご相談ください！

思い出が詰まった
大切な品を丁寧に取り
扱い、故人、ご遺族の
想いを汲み取った対応
を心掛けています。

遺品整理

今まで歩んできた
人生の軌跡を振り
返りながら、一緒に
「物・心・想い」を
整理いたします。

生前整理

片付けたい！
と思った今が
チャンスです！
私たちが必ず力に
なります。

お片付け

一人一人の
想いを第一に、
ひとつひとつ
丁寧に査定させて
頂きます。

古物査定買取り

ご自宅内の整理だけ
でなく、お客様の
お気持ちの整理や
お悩みを各専門家と
連携し解決します。

空き家整理

人・モノ・環境に
やさしい「すてない
ゴミやさん」を
目指し取り組んで
います。

SDGs

遺品整理士認定協会 第 IS26758 号 地区統括会員
古物商許可 富山県公安委員会 第 501160000242 号
生前整理診断士 第 39SSA04565 号

富山県産業廃棄物収集運搬許可 許可番号 01606238955
富山市 SDGs サポーター

お見積り・ご相談
無料



090-1310-6112

営業時間 09:00 ~ 18:00 年中無休

CLEAN HERO

すてないゴミやさん

富山県富山市長附 400-3



◀LINE公式アカウント @919kply

<https://clean-hero.com/> ▶

クリーンヒーロー 富山 検索



本誌ご持参で、見積総額から5%オフ

相続のお手続き、お困りではありませんか？

相続専門事務所 **行政書士ラポール法務事務所**の

無料相談(土日可・出張可)をご活用ください!

相続人の調査
(戸籍取得)

相続財産の調査
(残高証明取得)

遺産分割協議書の作成
(財産分け)

預貯金口座の
解約・引出

有価証券口座の
名義変更

債務調査

遺言書のある
相続手続き

役所や
公共料金の手続き

提携税理士・司法書士による
相続税申告・不動産名義変更をワンストップ対応

地域密着の相談窓口として、

「ご依頼者の心に寄り添う」がモットーです。

相続の一步は、正しい知識から...

相続専門行政書士事務所が、あなたをご支援いたします。

また相続に関するお手続きは、弊所が総合窓口となり、

税理士(相続税)・司法書士(不動産登記)等の専門家、

墓石店・不動産会社・遺品整理会社、寺院等と連携し、

最後の解決まで、一貫してサポートしております。



相続・終活コンサルタント
行政書士 **川筋 真**
(富山県行政書士会所属)



老人クラブ様、各種団体様へ出向き、
「エンディングノート・終活セミナー」を
積極的に行っております。

所在地 五福公園、富山商業そば 大駐車場あり

〒930-0866
富山市高田527
情報ビル5階



HP
<https://rapport-toyama.com/>

メール
info@rapport-toyama.com



相続・遺言・終活支援の専門家
行政書士ラポール法務事務所

お気軽にお問合せ・
ご相談ください

☎050-1062-8795

☎090-1392-5256 担当者直通

不在時のご伝言をお願いします。HP、メールからも受付しております。

平日9:00~18:00、土日・夜間も対応(要予約)、個室相談、守秘義務徹底

本誌ご持参で、じっくり60分無料相談、さらに弊所規定報酬から5%割引いたします。

遺品整理や空き家の片付けに伴う お悩みはマルゴト1社で解決！



買取マクサス 富山中央店

買取マクサス富山中央店では買取を入り口に、断捨離のアドバイス、不用品撤去・伐採手配、リフォーム・家屋解体の見積り、不動産相談まで、お客様の状況に寄り添いサポートいたします。

買取範囲

家電、ピアノ、デザイン家具、アクセサリ、バッグ服、時計、カメラ、楽器、スピーカー、バイク、スマホ、テレカ、骨董、メガネ、輸出や寄付も手掛け需要価値あるものを幅広く査定できることが強み

【サービス内容】買取、遺品整理、不用品回収、解体、断捨離、伐採、不動産相談、リフォーム、車バイク撤去、土業紹介
※上記の一部サービスについては、専門業者と提携して行っております。

必ず「おくやみブックを見た」とお伝えください。

買取マクサス 富山中央店

〒939-8084 富山県富山市西中野町1丁目1-4

出張買取マクサス **050-5538-2258**

※運転中や接客中で不通の場合も折り返します

営業時間 10:00～20:00(不定休)

<https://task-service.com/TOP>

古物許可番号：富山県公安委員会 第501150001225号
建設業許可番号：富山県知事(般-7) 第17195号

LINEからお問い合わせ
24時間受付記載



運営は『株式会社TASKサービス』です！
私たちは富山の地域に根ざし、
人とのかわりを大切に、
親切・丁寧な仕事を心掛けています。
リフォーム事業も行っておりますので、
住まいに関するお悩みもお気軽に
ご相談ください。

跡取りが
いない方にも、
安心な墓地。

宗教法人 佛照寺

大宮町 輝峰苑

お墓の将来は霊苑が責任を持って対応します。

すべてのお墓プランに『墓じまいの費用』が含まれております

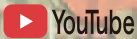
墓地価格(永代使用料) 13万~44万円(総額) 各サイズ有り

墓地会費 お墓健立前 ¥2,000(総額) /年
健立後 ¥5,000(総額) /年

大宮町輝峰苑の特徴

- ※お墓を継承される方がおられなくなった場合、無償で当苑が手当ていたします。
(お骨は合葬墓にて永代供養されます。ご子孫に負担をかける心配がありません。)
- ※墓地は各エリアごとに『バリアフリー』になっており、安全にお参りすることが出来ます。

藤田石装 YouTubeチャンネル



ねえ、
行きようよ。

輝峰苑墓地場所



太田バス停より徒歩8分・流杉インターより車で3分
富山大和前より車で12分

お墓じまいも承ります!

本社展示場 富山市三郷5番地

8:00~17:00



当社のお墓はすべて

耐震施工

最近の能登半島地震でも被害はありませんでした。

耐震ダボ



お気軽にお問い合わせ下さい

お電話で

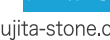
0120-057-148

土・日・祝 営業

藤田石装(株)

info@fujita-stone.co.jp

メールで



LINEから

TEL (076)478-3200

葬儀保険® 千の風

終活・葬儀費用に
活かせる保険があります

人生の最終章を豊かにする準備、
はじめませんか？



葬儀保険「千の風」のおすすめポイント

1 Point

最高100歳まで保障
85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2 Point

すぐに使えて安心
保険金の迅速な
お支払い※

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます

3 Point

加入審査も
告知だけ
の簡単手続き!!

4 Point

お金の
用途は自由

もちろん、ご家族の生活費などにも
ご利用いただけます

※弊社に完備書類到着後、最短翌営業日に保険金をお支払いいたします(当社実績に基づきます)

保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々 **2,500** 円で ▶ **100** 万円 保障

その他50万円保障・80万円保障 プランもご用意!

【引受少額短期保険業者】

ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
一般社団法人日本少額短期保険協会 会員

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください

FREE 0120-444-000

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの
お申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2507-001

相続税に関するご相談は 私たちにお任せください

相続税のプロフェッショナルがお悩みを解決します

相続手続きを
家族円満に
すすめたい

相続税の
申告が必要か
教えて欲しい

初回ご相談
無料

(要予約)

創業
60年^{以上}

富山県での相続申告実績

600件以上!

相続あんしん相談センター 3つの安心

創業60年以上。
600件以上の
相続税申告実績が
あります。

相続に関するあらゆる
お悩みに、提携する
各分野の専門家チームが
一丸となってお応えします!

複雑な悩みも
素朴な疑問も
わかりやすく丁寧
に解決します。

お気軽に
ご相談
ください!



代表社員税理士 出戸端 剛
所属会：北陸税理士会



エヌワンマネジメントグループ

相続あんしん相談センター



富山市新庄北町24番24号 TEL 076-452-4131

相続あんしん相談センター <https://toyama-souzoku.net>

相続税についてお問い合わせ・ご相談は

0120-188-812

9:00~17:45(土日・祝日除く) メールは24時間受付 info@ykc-g.com

ご来社が難しい場合は出張相談にも応じます。
お気軽にお問合せください。

税理士法人タックス総研

富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-8868

税理士法人タックス総研 富山南事務所
富山市今泉41番地1

税理士法人タックス総研 魚津事務所
魚津市北鬼江1丁目1-105

税理士法人タックス総研 <https://ykc-g.com>

おくやみハンドブックをご持参の方は料金を**10%割引**します

※当事務所の料金表に基づく報酬額より10%割引いたします


発行 富山市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年6月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を富山市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問合せください。

おくやみコーナーについて

ライン予約↓

原則ご予約が必要です

 076-443-2050



(予約受付：平日9時～12時、13時～16時)

▶市の公式ラインから予約、または上記電話で予約

お急ぎの方や、ご自身のペースで手続きを進めたい方は、
本冊子や「おくやみ手続きナビ」をご活用ください。
ご自身で手続きを進めることも可能です。

